

日本脳炎

ワクチンの定期接種を開始

日本脳炎ワクチンは、国内では平成7年度から定期予防接種として実施されていますが、北海道では40年以上日本脳炎の患者がおらず、媒介する蚊の生息も確認されていないことなどから、これまで『定期の予防接種をおこなう必要がないと認められる区域』に指定されていました。しかし、道民が日本脳炎の発生している道外や海外に行き来する機会が増えていることなどを踏まえ、平成28年4月から道がその指定を解除するため、和寒町でも定期予防接種を開始することとなりました。

町内での
予防接種の
費用は、町が
全額負担
します

日本脳炎とは？

蚊を媒介して感染する感染症。症状には発熱や頭痛、悪心、おう吐、めまい、頂部硬直、光線過敏、意識障害、神経系障害などがありますが、感染しても症状が現れない場合が多く、発症する割合は100～1,000人に1人程度です。

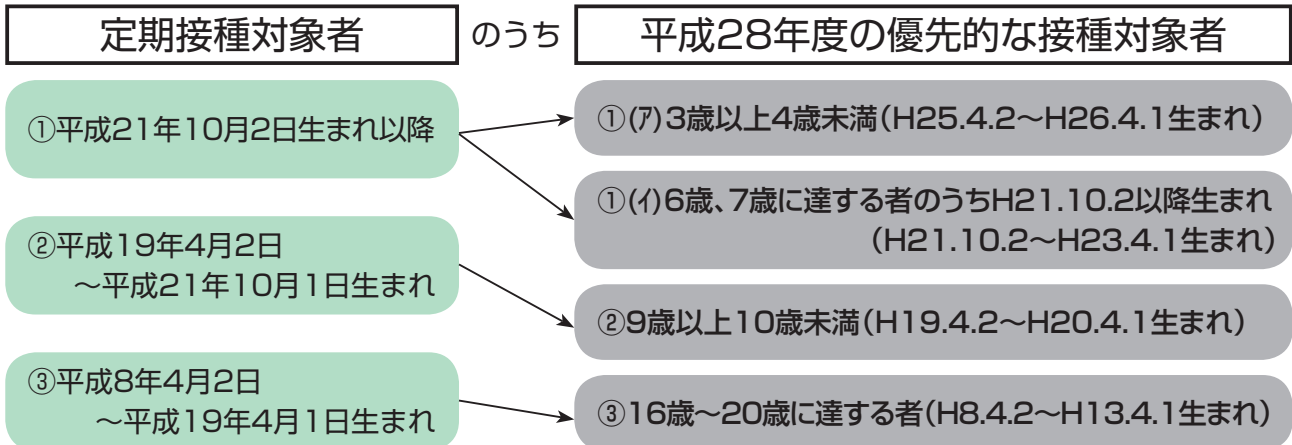
しかし、発症した場合の死亡率は20～40%と高い確率となっています。



対象者

北海道の『接種優先順位の考え方』に基づき、下記の定期接種対象者のうち、標準的な接種期間の方や接種期間が短い方を優先させていただきます。優先的な接種対象者にはすでに個別にご案内していますので、送付された書類をよくお読みのうえ、予約の手続きをしてください。

なお今後、当該年度中に『優先者』に該当される方には、次年度以降も随時ご案内します。



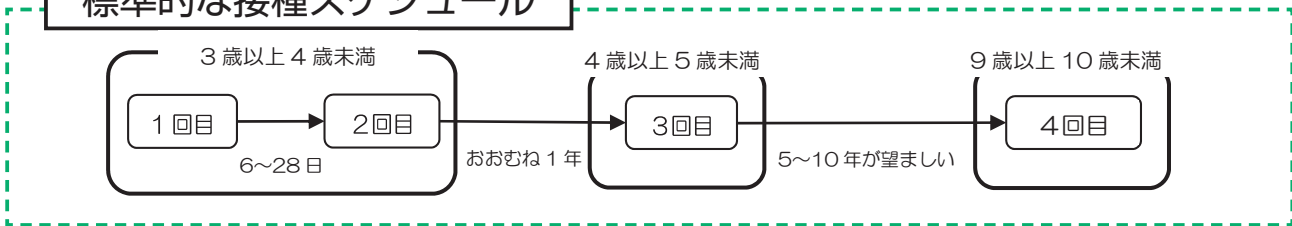
※②、③の対象者について

平成17～21年度まで予防接種の副反応等により積極的な接種勧奨を控えていたことから、特例制度として、その間に接種する機会を逃した方に対し接種の機会を設けています。

※過去に接種歴のある方は、保健福祉課保健係までご連絡ください。

標準的な接種スケジュール

※「接種対象者①(ア)」以外は、この限りではない。



■お問い合わせ：保健福祉課保健係 TEL 32-2000